

公益財団法人岐阜県産業経済振興センターヘルスケア産業  
販路開拓支援助成金交付要領

(総則)

第1条 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）は、新型コロナウイルス感染症「非常事態」総合対策として、県内企業の医療福祉機器（用具）等の販路開拓を支援するため、県内企業に対し、センターが助成対象とする国内展示商談会への出展に係る経費の一部を予算の範囲内で「ヘルスケア産業販路開拓支援助成金」（以下「助成金」という。）として交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター助成金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、県内に本社又は事業所を有し以下の各号のいずれかを満たす企業等であって、医療福祉機器（用具）等の販路開拓に積極的に取り組む企業等とする。

- (1) 県内に本社又は事業所を有する中小企業（中小企業基本法（平成28年法律第58号）第2条第1項各号に該当する会社及び個人事業主）
- (2) 県内に本社又は事業所を有する前号以外の企業において、ヘルスケア産業分野で県内中小企業等を牽引する役割を担うとセンター理事長（以下「理事長」という。）が認める者
- (3) その他、理事長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、助成対象者から除外する。

(助成対象展示商談会)

第3条 助成対象展示商談会は、令和2年度内に実施される国内の展示商談会及び医療福祉関係学会等併催展示会のうち、医療福祉機器（用具）等において出展効果が期待でき、令和2年10月から令和3年3月までに開催される展示会（オンラインによる展示会を含む。）とする。ただし、交付決定日以前に事業着手した場合も対象に含める。

(助成金の額)

第4条 助成金の対象経費は、出展に係る経費のうち、以下の各号に掲げる経費とし、助成金額は期間内1社1回、対象経費の4分の3以内（上限170万円）とする。

- (1) 出展小間料（場所及び基礎小間セットに係る経費）
- (2) ブース装飾委託費
- (3) 展示小間に設置する什器・備品等のリース代

2 県及びセンターの他の助成金との併用はできない。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする県内企業等は、交付申請書（別記第1号様式）を、理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、理事長が別に定める。

(助成金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定により助成金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成対象者を選定するとともに、助成金交付の決定又は不採択の決定を行う。

2 助成金交付の決定者には交付決定通知書（別記第2号様式）を送付し、不採択者にはその旨の通知書を送付する。

（助成金等の交付の条件）

第7条 理事長は、前条の交付決定に際して、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成事業の内容又は助成事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ変更承認申請書（別記第3号様式）を提出し、理事長の承認を受けること。ただし、次に掲げる事項に係る変更については、この限りでない。

各助成対象経費の20%以内の配分の変更

(2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、助成事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）を提出し、理事長の承認を受けること。

（実績報告）

第8条 第6条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業完了後速やかに実績報告書（別記第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、展示会終了後15日以内又は3月23日までのいずれか早い日とする。

（助成金の額の確定等）

第9条 理事長は、前条の助成事業の実績報告を受けた場合においては、実績報告書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（別記第6号様式）により助成事業者に通知するものとする。

（支払方法）

第10条 助成金は、前条の規定により助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、前条の助成金額の確定通知の日から7日以内に助成金交付請求書（別記第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

（成果等の公表）

第11条 理事長は、助成事業の内容について、助成事業者名、助成金の額、事業成果等をセンターのホームページ等で公表できるものとする。

（助成事業の表示）

第12条 助成事業者は、助成対象事業についてセンターから助成金を受けて実施する旨を別記第8号様式にて表示するものとする。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月25日から施行し、令和2年度募集に係る事業について適用する。